令和4年12月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会総会(令和4年第12回)議事録

- 1. 開催日時 令和4年12月16日(金曜日)午後2時
- 2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
- 3. 出席委員(19名)

1番 齋 藤 誠

2番 畑 山 留美子

3番 佐藤喜勝

4番 岡 部 五一郎

5番 佐々木 亨

6番 小 野 晃 一

7番 大瀧浪雄

9番 小 松 幸 夫

10番 佐藤 順

11番 佐 藤 崇

12番 佐々木 純 一

13番 佐々木 知 榮

16番 冨 樫 公 一

18番 菅 原 文 克

19番 佐藤秀孝

20番 佐藤源樹

21番 庄 司 和 夫

22番 伊藤 剛

24番 佐藤系悦

- 4. 欠席委員(4名)
 - 8番 小 松 健
- 14番 加藤三敏
- 17番 伊藤直子
- 23番 吉 尾 麻 美
- 5. 議事日程第1号 令和4年12月16日 午後2時 開会
 - 第 1. 議事録署名委員指名
 - 第 2. 会議書記任命
 - 第 3. 会期決定
 - 第 4. 報告第 4号 由利本荘市農地賃借料情報について
 - 第 5. 議案第90号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第 6. 議案第91号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第 7. 議案第92号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第 8. 議案第93号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第 9. 議案第94号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件
 - 第10. 議案第95号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移 転の件
 - 第11. 議案第96号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について
 - 第12. 議案第97号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について
- 6. 本日の会議に付した事件 議事日程第1号のとおり
- 7. 出席した事務局職員

事務局長 佐藤英樹 次長 小松幸月

農政班長 小松 貢 治 農地班長

二見真之

齋 藤 身 子 主 杳 佐々木 崇 嗣 主 杳 石 垣 あゆみ 主任(岩城庶務班) 佐賀 主査(矢島庶務班) 歩 阿 部 健 大 主任(大内庶務班) 主事(由利庶務班) 松永 希 主事(東由利庶務班) 遠 藤 龍 介 佐藤 主査(西目庶務班) 慎 主事(鳥海庶務班) 木 内 駿 佑

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

4番 岡 部 五一郎 5番 佐々木 亨

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年12月1日公示招集されました、令和4年第12回総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、委員総数23名中19名であります。

8番小松健委員、14番加藤三敏委員、17番伊藤直子委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第4号ならびに議案第90号から議案第97号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これ にご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、4番岡部五一郎委員、5番佐々木亨委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第4号「由利本荘市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局より説明を 求めます。

○事務局

(事務局による案件報告)

○議長

報告第4号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第90号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第90号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見 ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第90号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第91号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、議案第91号1番と2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。本件譲受人は、過去の農地法第3条の規定に基づく所有権移転申請において、既に取得していた同地域の農地が作付けされておらず、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない、との判断から不許可とされた事例があり、農地の活用状況を注視する必要がある申請者と認識しております。このため、議案第91号の中から単独の取扱とさせていただきました。

直近の所有権移転申請は今年の8月総会において審議しており、許可要件を満たすものとして許可されております。8月総会以降の農地の活用状況について、事務局で農地を確認したところ、譲受人が同地域に所有する農地全てにおいて、計画通り、蕎麦の作付けを確認することができました。その後、石沢そば郷里の会より、「委託を受け刈り取りをした」「長雨の影響を受け収量は思わしくなかった」との聴き取りをしております。

以上のことから、全部効率利用要件を満たしていると判断でき、農地法第3条第2項の各号に

該当しないため、今後も引き続き農地の状況を注視する必要があるものの、許可要件のすべてを 満たしているものと考えます。以上です。

○議長

議案第91号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第91号1番と2番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。もう一度繰り返します。議案第91号1番と2番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【举手多数】

挙手多数であります。よって、議案第91号1番と2番は、申請が適法と認め、許可すること に決定いたしました。

次に、議案第91号3番から8番について、事務局より説明を求めます

○事務局

引き続き、議案書3ページをご覧ください。取扱い6件です。

申請内容については記載のとおりです。

議案第91号3番から8番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

○議長

議案第91号3番から8番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご 質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第91号3番から8番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ご ざいませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号3番から8番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第92号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては7番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご 意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の2番から4番につきましては、12番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号2番から4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号2番から4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご 質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号2番から4番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号2番から4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の5番と6番につきましては、18番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号5番と6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号5番と6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号5番と6番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号5番と6番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【菅原文克委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の7番と8番につきましては、13番佐々木知榮委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号7番と8番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(矢島)

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号7番と8番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質

間、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号7番と8番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号7番と8番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の9番と10番につきましては、3番佐藤 喜勝委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき 退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号9番と10番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号9番と10番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご 質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号9番と10番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号9番と10番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の11番から13番につきましては、22 番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号11番から13番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号11番から13番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号11番から13番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号11番から13番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の14番につきましては、6番小野晃一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【小野晃一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号14番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号14番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、 ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号14番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号14番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【小野晃一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号を議題としますが、本議案の16番から21番につきましては、8番 佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第92号16番から21番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号16番から21番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号16番から21番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号16番から21番は、原案どおり承認することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第92号15番および22番から768番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第92号15番および22番から768番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご 意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第92号15番および22番から768番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号15番および22番から768番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第93号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事 務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第93号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見 ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第93号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第94号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、 事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断で きること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第94号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調查員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第94号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。 ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第94号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第94号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第95号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、 資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断で きる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と 決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第95号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番·佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第95号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。 ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第95号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。

議案第95号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案95号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第96号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、議案第96号1番から5番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地はいずれも平地部分と山間部の間に位置し、長期間耕作しておらず、雑木が繁茂し、山林及び原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第96号1番から5番の事務局説明が終わりました。 これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。 調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく 困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報 告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第96号6番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は長期間耕作しておらず、雑木等が繁茂し原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第96号6番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番·小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく 困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報 告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第96号7番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は3年間耕作しておらず、当該農地への農道は鳥海ダム事業により通行不可となるため、農地として復元しても継続して利用が見込めない農地であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第96号7番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番佐藤秀孝委員。

○19番·佐藤秀孝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく 困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報 告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第96号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。 ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第96号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第12、議案第97号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づいた市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

それでは別冊となっております別添資料、議案第97号由利本荘農業振興地域整備計画の変 更案について、ご説明いたします。

まず、表紙裏面の「目次」をご覧ください。

本議案は、5ページ以降にお示ししております「由利本荘農業振興地域整備計画書(変更案)」の変更内容について、ご審議いただくものですが、計画の変更点などをまとめた資料として、資料1ページに、変更理由書資料2ページから4ページにかけ、変更内容書をお示ししておりますので、これら資料により要約しながらご説明いたします。

それでは、1ページの「変更理由書」をご覧ください。

まず、1の「変更の目的」についてですが、要約しますと、平成20年度以降の公共事業に係

る農地の転用と、農業委員会が非農地と見なした農地を、農振農用地から除外するということが主な目的となります。

通常、農振農用地区域内において、何らかの開発行為をしようとする場合、市町村長の許可を受ける必要がありますが、国または地方公共団体が実施する事業、いわゆる公共事業については許可を受ける必要がなく、このような土地は、国のガイドラインにおいて、定期的に計画の見直しを行い農用地区域から除外することとされております。

次に、2の「農用地利用計画の変更」についてですが、表にありますとおり7件、約221h aを除外するものとなります。この7件というのは筆数ではなく公共事業などの用途の種類でありますが、内訳などの詳細につきましては追ってご説明いたします。

また、主な変更理由に記載のある「法10条」というのが、いわゆる公共事業を指すものであります。

次に、3の「その他変更する計画事項の概要」についてですが、計画書本体の記載内容が、時間の経過により、本市における各種計画との不整合が散見されたことから、表に記載のとおり各計画事項において、各種数値等を最新値に更新するなどの見直しを行っております。

最後に、4の「変更のために行った調整等」については、先ほど説明いたしました各種計画との整合を図るにあたり、企画調整部や産業振興部、農業委員会事務局などの関係部署との内部調整を行っております。

また、この度の変更においては、法第13条第2項、いわゆる公共事業以外の開発行為による 除外はありませんので、関係団体との調整はございません。

引き続き、2ページの「変更内容書」をご覧ください。

まず、1の「農用地利用計画の変更」については、先ほどご説明いたしました7件の除外の内 訳を示したものとなります。

表の内、区分番号1から6までが、道路用地や河川改修などの公共事業による転用分で約13 1ha、そのうち8割近くにあたる約100haを鳥海ダム関連用地が占めております。

このほか、区分番号7番が、農業委員会において非農地扱いとなったものであり約89ha、合計で4,375筆、約221haの除外となります。非常に大きな面積となっておりますが、平成20年度以降の積み上げの面積でありますことをご理解願います。

3ページに移ります。

3ページおよび4ページは、各種計画との整合を図るための変更点を、「変更前」と「変更案」として比較表示したものであります。

3ページの「2農業生産基盤の整備開発計画」「3農用地等の保全計画」および4ページの「8 生活環境施設の整備計画」については、農山漁村振興課が管理する「農業農村整備事業管理計画 書」に基づき、各種事業の今後の計画を最新の内容に更新しております。

また、4ページの「4農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」については、農業振興課が所管する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、主たる従事者の年間農業所得の基準値を360万円から380万円に見直しております。

「5農業近代化施設の整備計画」についてですが、現段階において計画されているものはありませんので、対象施設なし、としております。

「7農業従事者の安定的な就業の促進計画」については、数値に大きな増減がありますが、整備計画書は国のガイドラインに基づき作成されており、その中で表の様式に見直しがあったことによるものであります。

このほか、ガイドラインに準じた、構成や文章表現などに一部修正はありますことを申し添えます。

議案第97号の説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長

議案第97号の市農業振興課説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、 ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第97号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本 荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【市農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものに つきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時10分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 佐藤系悦

議事録署名委員 岡 部 五 一 郎

議事録署名委員 佐々木 亨